

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 67 号	平成 26 年 3 月 7 日	伊予市役所	市民福祉部 福祉課
題 目 (テーマ) : 障害者手帳について			
提 案 内 容 (要 旨)			
<p>有料道路の障害者割引を車両対象ではなく、障害者本人対象への陳情・要望運動 昨年度も国土交通省や自民党に要望しましたが、今年度も引き続き要望をしていき たいと思います。</p>			
回 答 内 容			
<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>提案書にある有料道路における障害者割引制度は、全国の有料道路事業者が障害者の日常生活を支援することを目的に統一的に実施しているものです。</p> <p>ご承知のとおり、この制度は、事前に登録した車を身体障害者自らが運転する場合若しくは、知的障害や重度の身体障害があるため運転することができないときは、家族等が所有する車を登録しその車に障害者が同乗している場合に、有料道路の通行料金が半額が割り引きされるものです。</p> <p>ご意見をいただき、事業主体である西日本高速道路株式会社に問い合わせたところ、障害者の自立と社会経済活動の参加を支援するために、有料道路事業者が定めています基準の範囲でご利用いただきたいこと、又対象要件となる障害者及び自動車の範囲について、変更する考えはないということでした。</p> <p>ご提案いただきました有料道路の障害者割引制度における要件を障害者本人対象とすることは、障害者やその介護者が使用するすべての自動車に割引を適応し、障害者の活動範囲を広げたいというお考えのこと推測いたします。</p> <p>しかしながら、障害者に対する様々なサービスについては、三者三様のご意見もあるかとは思いますが、それぞれの実施機関自らが、社会的救済措置として定めていることから、本市におきましては、各実施機関の判断を尊重したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>			